

上山市消費生活センターだより

令和元年 1 1 月発行

クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な販売方法で交わしてしまった契約を一定期間内であれば無条件で解約できる制度です。クーリング・オフの起算日は、契約書などの法定書面を受け取った日となります。契約書面を受け取っていない、記載事項に不備がある場合は法定書面を受け取っていないとみなされ、期間の計算は始まりません。

クーリング・オフができる取引

訪問販売 8日間



消費者庁イラスト集より

電話勧誘販売 8日間



消費者庁イラスト集より

訪問購入 8日間



消費者庁イラスト集より

催眠商法、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど 8日間



消費者庁イラスト集より

マルチ商法、内職商法、モニター商法など 20日間



消費者庁イラスト集より

エステ、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど 8日間



消費者庁イラスト集より

クーリング・オフができないもの

訪問販売・電話勧誘販売で3,000円未満の現金取引の場合
店舗販売
通信販売
使用してしまった消耗品
自動車（二輪車を除く）
葬儀

クーリング・オフのはがき記載例

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○
契約金額	○○○○○円
販売会社名	株式会社○○○
担当者名	○○○○氏
支払い済みの○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。	
○年○月○日	
住所	山形県上山市○○町…
氏名	○○○○

- ・必ず書面で通知します。
- ・クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも通知します。
- ・送る前に、はがきの両面をコピーしてください。
- ・特定記録郵便や簡易書留など記録の残る方法で送ってください。
- ・クーリング・オフは発信主義であり、法定書面を受け取った日から8日目であっても、その当日の消印のある書面等でその日に発信したことが証明できれば、8日以内に相手方に書面が到達していなくても成立します。

はがきのコピーと郵便局の受領証は証拠になるので、5年間大切に保管してください!!

ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。



消費者庁イラスト集より

- 事業者との契約に関するトラブル
- 架空請求・不当請求
- 悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル
- クーリング・オフについて
- 等々…

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115